

栗国村地域公共交通対策推進協議会規約

（目的）

第1条 栗国村地域公共交通対策推進協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を栗国村役場内（沖縄県島尻郡栗国村字東483番地）に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の掲げる事項について協議するものとする。

- （1） 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること
- （2） 地域公共交通計画の実施に関すること
- （3） 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと

（組織）

第4条 協議会の委員は、別表に掲げるとおりとする。

- 2 委員については、協議会に代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあつては代理の者を出席させることができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員及び代理人の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって会議の議決を行うことができる。

- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、栗国村総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の経費をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月17日から施行する。

この規約は、公布の日から施行し、令和6年5月24日から適用する。

別表

	区分	所属
1	道路管理者	沖縄県土木建築部南部土木事務所 所長
2	公安委員会	那覇警察署栗国駐在所
3	地域公共交通の利用者	栗国村字東区長
4	地域公共交通の利用者	栗国村字西区長
5	地域公共交通の利用者	栗国村字浜区長
6	地域公共交通の利用者	栗国村老人クラブ連合会 会長
7	地域公共交通の利用者	栗国村女性連合 会長
8	地域公共交通の利用者	第一航空株式会社沖縄事業所
9	学識経験者	琉球大学
1 0	関係団体	一般社団法人 栗国村観光協会 局長
1 1	行政機関（国）	内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室 室長
1 2	行政機関（国）	内閣府沖縄総合事務局陸運事務所 所長
1 3	行政機関（県）	沖縄県企画部交通支援課 課長
1 4	行政機関（村）	栗国村副村長
1 5	行政機関（村）	栗国村教育委員会教育長
1 6	行政機関（村）	栗国村教育委員会教育総務課長
1 7	行政機関（村）	栗国村民生課長
1 8	行政機関（村）	栗国村経済課長
1 9	行政機関（村）	栗国村船舶課長